

労働条件分科会(第181回)	資料
令和4年10月26日	No.1-2

労働基準法施行規則の一部を改正する 省令案の概要

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案

1 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項において、賃金は、原則、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならないとされており、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 7 条の 2 第 1 項において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、①当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み又は②当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金への払込みにより賃金を支払うことも認められている。
- 今般、①②に加え、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることから、労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合には、労働者の資金移動業者の口座への賃金支払を可能とすることとする。

2 改正の概要

- 賃金の支払方法として、労働者の同意を得た場合に、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 36 条の 2 第 2 項に規定する第二種資金移動業を営む資金決済法第 2 条第 3 項に規定する資金移動業者であって、次の①～⑧の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動により賃金を支払うことを可能とする。
 - ① 賃金支払に係る口座の残高（以下「口座残高」という。）の上限額を 100 万円以下に設定していること又は 100 万円を超えた場合でも速やかに 100 万円以下にするための措置を講じていること。
 - ② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していること。
 - ③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。
 - ④ 最後に口座残高が変動した日から、特段の事情がない限り、少なくとも 10 年間は労働者が口座残高を受け取ることができるための措置を講じていること。
 - ⑤ 賃金支払に係る口座への資金移動が 1 円単位でできる措置を講じていること。
 - ⑥ ATM を利用すること等、通貨で賃金の受取ができる手段により、1 円単位で賃金の受取ができるための措置及び少なくとも毎月 1 回は ATM の利用手数料等の負担なく賃金の受取ができるための措置を講じていること。
 - ⑦ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
 - ⑧ 賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- 資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合には、労働者が銀行口座又は証券総合口

座への賃金支払も併せて選択できるようにするとともに、当該労働者に対し、資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得なければならないこととする。

- 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、上記①～⑧の要件を満たすことを証する書類を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。
- 指定資金移動業者は、指定の要件に係る事項に変更があったときはあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。また、資金決済法第41条第1項の規定による変更登録又は資金決済法第41条第3項若しくは第4項の規定による変更の届出を行ったときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。
- 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又は必要な措置を求めることができることとする。
- 厚生労働大臣は、指定資金移動業者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができることとする。
 - ・ 資金決済法第55条又は第56条第1項若しくは第2項の規定による処分が行われたとき
 - ・ 指定の要件を満たさなくなったとき
 - ・ 不正の手段により指定を受けたとき
- 厚生労働大臣は、指定の取消しを行ったときは、その旨を公告しなければならないこととする。
- 指定の取消しを受けた指定資金移動業者であった者は、賃金の支払の義務の履行を確保するため必要があると厚生労働大臣が認めるときは、なお指定資金移動業者とみなす。
- 指定資金移動業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないこととする。
 - ・ 指定を辞退しようとするとき
 - ・ 資金決済法第61条第1項の規定による廃止等の届出をしたとき
- 指定資金移動業者が指定を辞退しようとするときは、30日前までに、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示し、当該公告をした旨を直ちに厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。
- その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

法第24条第1項

4 施行期日等

公布日 令和4年11月（予定）

施行期日 令和5年4月1日